

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を改正する細則を公告する。

平成19年11月7日

京都市職員共済組合

理事長 星川茂一

京都市職員共済組合貸付規程施行細則第1号

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を改正する細則

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成11年4月1日」を「平成20年1月1日」に、「当該末日の翌日以降3月までの日で理事長が定める日。以下「特例期間の終了日」という。）においては、特例として、第5条の」を「当該末日の翌日以後3月までの日で理事長が定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）までの間においては、特例として、京都市職員共済組合貸付規程第5条の」に、「当該財政融資資金利率が改定された日（理事長が必要と認める場合には、当該改定された日以後3月までの間で理事長が定める日。以下「改定日等」という。）から当該各号に定める利率とする。」を「当該各号に定める日から、当該各号に定める利率とする。」に改め、同項第1号中「2.75パーセント」を「2.4パーセント」に改め、同号ア中「1日につき0.008931506パーセント」を「1日につき、毎年1月1日及び7月1日から、1月1日にあつては直近の10月1日、7月1日にあつては直近の4月1日における財政融資資金利率に0.26パーセントを加えた利率に365分の1を乗じて得た利率（当該利率に小数点以下第9位未満の数があるときは、これを切り捨てた利率）」に改め、同号イ中「1日につき0.007452054パーセント」を「1日につき、毎年1月1日及び7月1日から、1月1日にあつては直近の10月1日、7月1日にあつては直近の4月1日における財政融資資金利率に0.26パーセントを加えた利率に12分の10を乗じて得た利率（当該利率に小数点以下第2位未満の数があるときは、これを四捨五入した利率）に365

分の1を乗じて得た利率（当該利率に小数点以下第9位未満の数があるときは、これを切り捨てた利率）」に改め、同号ウ中「1日につき0.008219178パーセント」を「1日につき、財政融資資金利率に365分の1を乗じて得た利率（当該利率に小数点以下第9位未満の数があるときは、これを切り捨てた利率）」に改め、同項第2号中「2.25パーセントを超え年2.75パーセント」を「2.4パーセント」に改め、同号ア中「1日につき0.007561643パーセント」を「財政融資資金利率が改定された日（理事長が必要と認める場合には、当該改定された日以後3月までの間で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）から1日につき0.007287671パーセント）」に改め、同号イ中「1日につき0.006301369パーセント」を「改定日等から1日につき0.006082191パーセント」に改め、同号ウ中「1日につき0.006849315パーセント」を「改定日等から1日につき0.006575342パーセント」に改め、同項第3号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、平成20年1月1日から施行する。

（改正附則の一部改正）

- 2 京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を改正する細則（平成18年5月17日組合細則第1号）附則第3項から第5項までを削る。

（利息等に関する経過措置）

- 3 平成20年1月1日から平成20年6月30日までの間における京都市職員共済組合貸付規程施行細則（以下「改正後の細則」という。）附則第2項の規定の適用については、同項第1号中「2.4パーセント」とあるのは「2.2パーセント」と、「3.2パーセント」とあるのは「2.6パーセント」とし、同項第2号中「2.4パーセント」とあるのは「2.2パーセント」と、同号ア中「0.007287671パーセント」とあるのは「0.006739726パーセント」と、同号イ中「0.006082191パーセント」とあるのは

「0.005616438 パーセント」と、同号ウ中「0.006575342 パーセント」とあるのは「0.006027397 パーセント」とする。

- 4 平成 20 年 7 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日までの間における改正後の細則附則第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「3.2 パーセント」とあるのは、「3.0 パーセント」とする。

(総務局人事部厚生課)